資料１

議題(1)　国民健康保険制度について

1.　概要

・国民健康保険は、原則として退職者、自営業者、農業従事者等、社会保険等に加入していない人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う制度。

2.　国民健康保険運営協議会

・国民健康保険法　第 11 条 第 2 項

「国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。」

・小牧市国民健康保険運営協議会規則　第 2 条

(1) 一部負担金の負担割合に関すること。
(2) 国民健康保険税に関すること。
(3) 保険給付の種類及び内容の変更に関すること。
(4) 直営診療所の設置に関すること。
(5) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。
(6) その他市長において重要と認める事項

3.　制度のしくみ

・平成 30 年度から愛知県が財政運営の責任主体となった。
・保険給付に必要な費用（保険給付費）は愛知県から各市町村に交付される。市町村は、その財源を「納付金」として愛知県に納付する。
・その「納付金」の財源は被保険者が納付する国民健康保険税である。愛知県は各市町村が納付金を納めるのに必要な収納額を推計し「標準保険料率」を算定する。市町村は標準保険料率を参考に市町村ごとに保険税率を定め、賦課徴収する。

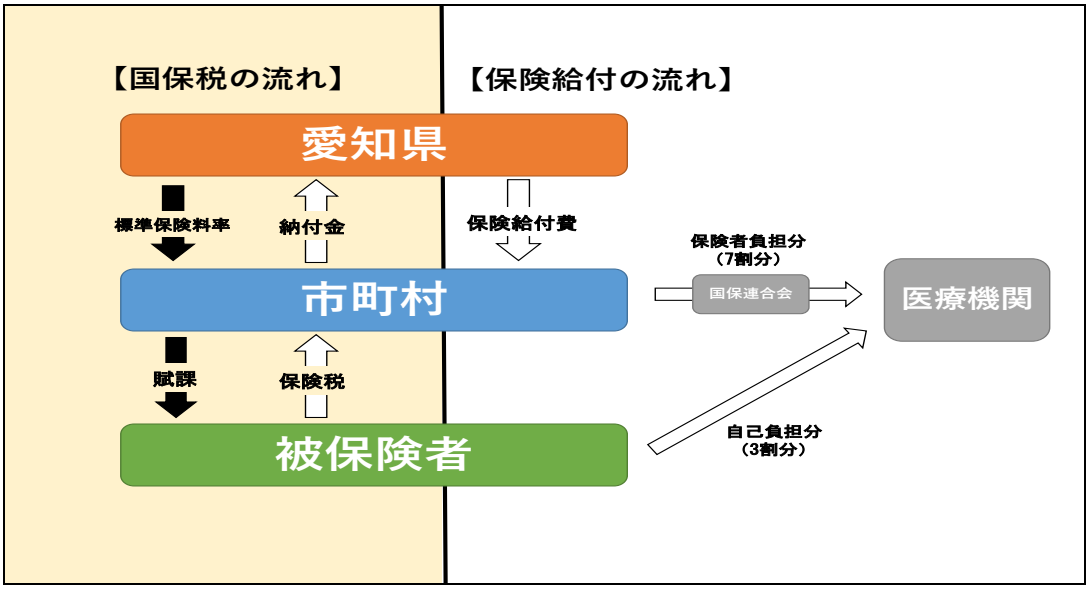

4.　小牧市の国民健康保険税の仕組み

・令和７年度国民健康保険税（世帯ごとに課税）

	基礎課税分（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付金分※
所得割（課税所得額の）	6.08%	2.31%	2.01%
均等割（１人あたり）	29,500 円	10,600 円	10,900 円
平等割（１世帯あたり）	20,400 円	7,400 円	6,200 円
課税限度額	66 万円	26 万円	17 万円

※40 歳以上 65 歳未満の被保険者のみ

・課税限度額とは、被保険者が負担する保険税上限額のことである。保険税は負担能力に応じた公平なものとする必要がある一方、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けている。

5.　国民健康保険事業の経理状況

・国民健康保険事業は単体で収支が合うべきだが、小牧市では収入が支出に対して不足する状況（赤字）が続いている。そのため、不足分を「決算補填等目的の繰入金」として一般会計（市税等）から繰り入れている。

・国は、決算補填等目的の繰入金は国保に加入していない住民に対し税負担を求めることになり適切ではないことから、決算補填等目的の法定外繰入の解消を求めている。

・愛知県は、将来的に県内の住所地に関わらず同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ国民健康保険税(料)となる「完全統一」を見据えつつ、第一段階として、市町村ごとの医療費水準を反映させた「納付金ベースの統一」を令和 11 年度までに達成することとしている。

・国・県の方針を踏まえ、小牧市では令和 11 年度までに赤字解消を達成することを目指し、計画的に税率改正を進めていく（「小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針」より）。